

子ども手当の配分状況と世帯支出への影響

坂本 和靖

(慶應義塾大学大学院経済学研究科 特任准教授)

1. はじめに

2010年4月に「子ども手当」が施行されてから¹⁾、1年半が経過した。2009年の衆議院選挙時の民主党のマニフェスト（公約）の一つとして、子育ての不安を解消させ、経済的制約によって教育機会が制限されぬために、「公立高校の授業料無償化」とともに掲げられた「子ども手当」は、所得制限なしで、中学生までの児童1人に対して、月額2万6千円（年額31万2千円）を支給するという補助金政策である。その後、民主党政権が誕生し、公約を履行することとなったものの、財源確保の困難を理由に、支給額は半額の1万3千円となり²⁾、2011年以降も金額は据え置かれている。さらに現在（2011年8月）では所得制限の設定について議論され始めるなど、変更を余儀なくされている（図表-1）。

当初想定されていたものより少額になったとはいえ、いくつかの点（支給年齢、支給額、所得制限など）で、従前の制度（「児童手当」）と比べ、給付の拡充が行われているのは確かである（詳しくは第3節参照）。本稿では、「子ども手当」という補助金政策が子育て家庭の家計に与えた影響について考察したい。ここで取り上げる影響とは以下の2点である。

第一に、「子ども手当」の世帯内における配分状況について確認したい。今回の支給に際し、当初懸念されていたのは、子ども手当は現金支給であるため、用途を定めることができず、子どものためでなく、子ども以外の世帯員のために利用さ

れるのではないかという点であった（高山・白石2010）。実際に世帯内でどのように配分されているのかを検証したい。

また、この確認とともに、どのような世帯で子どもに厚く配分が施されていたのか、世帯の経済状況（世帯所得別、借り入れ制約の経験の有無など）などとの関係をみておきたい。特に、社会保障給付の受取人の違いによる影響（Lundberg et al. 1997, Bertrand et al. 2003）、家計管理方法による影響（御船 1995）、世帯員間の交渉による影響（Chiappori 1988, 1992）が補助金の世帯内における配分方法に与えた影響について考察したい。

第二に、児童手当から子ども手当に制度変更され、支給金額の増加、支給対象の拡大によって、子育て世帯の支出にどのようなインパクトを与えたのかについて考察したい。ここでみる支出とは、費目別（食費、光熱費など）のみならず、世帯構成別（家族共通、夫、妻、子ども、その他世帯員）も含める。

具体的には、制度開始前後（2010年9月と2009年9月）における同一世帯の支出の情報を用いて、世帯支出（世帯員構成員別・費目別）に対して、補助金の制度変更による手当の増額が与える影響を回帰モデルを利用し、検証を行う。

本稿の構成は以下の通りとなっている。第2節では、子どもを政策ターゲットとした補助金政策に関する先行研究の紹介をし、第3節では従前制度「児童手当」と子ども手当の比較を行い、考える政策の効果を検討する。

第4節では、子ども手当の世帯内配分について

図表-1 「子ども手当」の歴史(～2011年8月)

2005年	8月	第44回衆議院選挙時、民主党が政権公約として、「子ども手当」創設を提起 ・義務教育修了年時まで月額1.6万円支給 ・所得制限なし
2006年	3月	民主党が「児童手当法の一部を改正する法律案」を衆参両院に提出
2007年	3月	『民主党の「子ども手当」政策について(中間報告)』発表 ・義務教育修了年時まで月額2.6万円支給
	12月	民主党が「子ども手当法案」を提出
2008年	4月	々
	12月	々
2009年	7月	第45回衆議院選挙時、民主党が政権公約として、子ども手当創設を提起 ・同上(ただし平成22年度の支給額は半額)
2009年	9月	民主党・鳩山由紀夫内閣成立
2010年	1月	「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」国会提出 ・中学校終了までの児童を対象に、月額1.3万円支給 ・所得制限は設けない など
	3月	同法律案が可決・成立
	4月	同法律が施行 ・支給は6月(4・5月分)、10月(6～9月分)、2月(10～1月)に実施
2011年	1月	「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案」(「平成二十三年度子ども手当法案」)国会提出 ・3歳未満:月額2万円、3歳以上:月額1.3万支給 ・子どもに国内居住要件 ・児童扶養施設に入所している子どもについては、施設設置者に支給 など
	3月	東日本大震災発生 「国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案」(「つなぎ法案」)国会提出、成立 ・平成二十二年度の子ども手当を平成23年9月まで暫定的に支給(一律月額1.3万円) ・子どもの国内居住要件などを盛り込まず 「平成二十三年度子ども手当法案」撤回
	4月	「つなぎ法案」施行
	8月	「子ども手当」にかかわる3党合意 2012年4月以降 2011年10月～2012年3月 「つなぎ法案」継続 2012年4月以降 ・3歳未満:1.5万円、3歳～小学生:1万円(第1、2子)、1.5万円(第3子以降)、中学生:1万円 ・子どもに国内居住要件 ・所得制限を設ける(夫婦+児童の世帯:年収960万円程度)

論じる。「消費生活に関するパネル調査」(2010年10月実施) データを用いて、子ども手当がどのように配分されたかを確認し、経済状況(世帯所得、夫妻間所得割合など)や家計管理方法、用途に関する決定権限によって配分にどのような変化が見られるかを検証する。第5節では、同一世帯を追跡調査しているパネル調査を活用し、子ども手当施行前後で、世帯支出にどのような変化が起きているかを確認する。そして最後の第6節で、本稿での分析結果の取りまとめを行う。

結論から先に述べれば、子ども手当のほとんどが「子どものため」の支出、貯蓄・保険に充てられていることが確認された。また、手当の増加は、世帯員のうち子ども向け支出を(統計的に)有意に増加させており、子どもをターゲットとした施策としての効果が確認された。

2. 先行研究

「子ども手当」という補助金が本来の政策ター

図表-2 「児童手当」の所得制限限度額

扶養親族等の数	単位:万円	
	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

ゲットである「子ども」のために用いられているかどうか。高山・白石(2010: 10-11)でも指摘されているように³⁾、扶養者に現金給付される「子ども手当」は親の遊興費やレジャー費や被服費などとなり、子ども自身のために充てられない恐れがある。こうした配分は何によって規定されているのか。

政府による補助金や社会保障給付の世帯内配分に関する先行研究では、世帯の経済状況や、給付の受給者や世帯内の交渉力によって、その配分方法に違いが現れることが示されている。その一例として、Lundberg et. al (1997) では、イギリスのThe Family Expenditure Surveyを利用し、(夫の) 所得税の扶養控除から、育児をしている者(妻)に(同額の) 児童手当が支払われるという制度変更(1977～1979年実施)を活用し、制度変更後に妻と子どもの衣服費が増加した結果を導き、支給先が変わることで子どもへの配分が厚くなるとしている。

また、Duflo (2003) では、南アフリカにおいて、(人種差別撤廃、無拠出とした) 年金支給対象者の拡大(1993年実施)による非労働所得の増加が、同居孫の栄養状態に与える影響を検証し、受給者が女性(祖母)である場合、女子(孫)の身体的状態(体重・身長)に正の影響を与えることが確認された(一方、祖父による男子への影響はみられなかった)。両研究では、給付受給者が女性である場合、社会保障給付などの非労働所得の増加により(男性に対する女性の相対的地位が向上することで)、子ども・孫への資源配分が改善される

という実証結果のみならず、経済理論上では、世帯が一つの意思決定主体として行動するUnitary Modelでないことを示している。これが意味するところは、どの世帯員に社会保障が給付されるかにより、世帯内の資源の配分が強く影響されることから、政策のターゲットとなる個人を特定した施策設計の重要性を提示している。

また、給付主体による影響のみならず、世帯行動が一つの意思決定主体でなく、複数の意思決定主体の交渉によって規定される場合(Collective Model, Chiappori 1988, 1992)、世帯員間(特に夫妻間)の交渉力(Bargaining Power)が配分に対する影響も考えられる。

夫妻間の交渉力を表すものとして、両者の年齢差や所得差(Browning et al. 1994)や、離婚後の共有財産の分割法⁴⁾(Chiappori et al. 2002)、年金関連法の改正⁵⁾(Aura 2005)など、共同財産制や署名要件が、妻のOutside Option(離婚を選択した場合の相対的な妻の交渉力を引き上げる)として用いている。

さらに、家政学、経済心理学では、異なるアプローチから、世帯全体の支出を、世帯内で行われる個人および家族単位の経済的諸行為の結果として捉えなおし、具体的な家計管理方法(夫妻間における共通の財布の管理方法、収入がどのように夫妻間で配分されているのか)が資源配分を与える影響について考察している(御船1992; Vogler and Pahl 1994; Heimedahl and Houseknecht 2003; Vogler 2005; Vogler et. al 2008)。

本稿では、子ども手当の配分状況、政策ターゲッ

図表-3 「児童手当」と「子ども手当」の比較

	児童手当	子ども手当
実施時期	1972年1月～2010年3月 ^注	2010年4月～
支給年齢	0歳以上12歳に到達してから最初の年度末(3月31日)までの間にある児童	0歳以上15歳に到達してから最初の年度末(3月31日)までの間にある児童
支給額(月額)	○3歳未満 1万円 ○3歳以上 5千円(第1,2子) 1万円(第3子以降)	1万3千円
支給要件	—	—
所得制限	あり	なし

注: 恒久法である「児童手当法」に基づく、「児童手当」は継続しており、平成22年度以降、その上に「子ども手当」が乗る2階建て構造となっている

トである「子ども」のために利用されているかどうかを確認する。加えて、世帯の経済状況別、子ども手当の受給者別ならびに夫妻間の所得格差、家計管理方法別に比較することで、子どもへの配分にどのような違いが現れるか、何が子どもへの配分を規定しているかを検証したい。

また、本稿では、「子ども手当」が世帯支出に与えるインパクトについても検証している。政府から子育て世帯家計への直接的な現金支給政策である補助金政策に関する近年の先行研究として、2つのものを挙げる。

まず、子ども手当の従前制度「児童手当」を扱った宇南山(2011)では、「家計調査」(総務省)の1987～2010年のデータを用い、児童手当が家計消費に与える影響を推計している。その結果、手当の多くは貯蓄されており、消費に回るのは手当の予想支給総額1～3%であり、統計的に有意でなく、手当の大部分が貯蓄されたとしている。しかし、収入が低く資産が少ない家計では、児童手当の70～80%程度が消費に回されていたという結果を得ている。

一方、2003年に実施された、アメリカにおける、子育て世帯の課税所得からの児童税額控除(Child Tax Credit: 17歳未満等の要件を満たす子1人あたり、500ドル⁶⁾の税額控除が付与される)によるPaymentsが(非耐久消費財の)支出に与える影響を分析したJohnson et al. (2009)では、受給後

3カ月以内にPaymentsの約1/3が支出に回されており、加えて、保有流動性資産が少なく、低所得である世帯ほど、支出の反応が大きいとされている。

制度そのものが同じものではないため(支給金額、支給対象、給付期間、所得制限など)、分析結果について一律に扱うことは難しいが、保有資産が少ない、所得が低い世帯ほど、補助金が支出に与える影響が大きいという点では一致している⁷⁾。

本稿では、制度開始前後における同一世帯の支出を観察し、世帯支出(世帯員構成員別、費目別)に対して、補助金の制度変更による手当の増額が与える影響について考察する。さらに、流動性制約に直面している場合の制度変更効果についても言及している。そこでは、先行研究のように、所得・資産保有状況から間接的に、流動制約下の世帯を想定せず、小原・ホリオカ(1999)にならい、直接流動性制約に直面した経験の有無を用いて分析を行った。

3. 「児童手当」制度と「子ども手当」の比較

2010年度に「次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため」に創設された「子ども手当」であるが、それ以前から、「家庭における生活の安定に寄与」とともに、「次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを

目的」とした児童手当が従前制度として存在した(1962年1月～2010年3月)。以下では、両者の制度上の違いを整理しておきたい。

「児童手当」から「子ども手当」への大きな変更点は以下の3点である(図表-3)。

第一に、支給される対象年齢が、従来の「小学6年生まで」から「中学3年生まで」と義務教育終了年度まで引き上げられた。

第二に、支給金額が、児童手当(1カ月あたり1人分)では、第1子・2子は2歳までは1万円、3歳以降は5千円が支給され、第3子以降は年齢に関係なく1万円が支給されていたが、子ども手当では、出生順位・年齢に関係なく1万3千円を支給されるようになった。

第三に、児童手当では、図表-2で示しているような扶養者の所得制限があったが、子ども手当では所得制限がなくなり、中学生以下の子どもを持つ扶養者が全て支給対象となった。

給付対象年齢・給付金額の引き上げ、扶養者の所得制限の撤廃により、これまで対象であった世帯への支給額が増加するだけでなく、中学生の子どもがいる世帯、主稼得者の収入が所得制限限度額を超えていた世帯が、新規に給付されることとなった。

学校内外で教育費がかさむ中学生への給付が加わることに對しては、子育て世帯の必要に応じていると考えられるが、高所得世帯に給付されることに對して、懐疑的な意見もある。これに對しては、厚生労働省は「子ども手当一問一答」⁸⁾内で、「子ども手当の創設とあわせて、年少扶養控除(15歳以下に適用)が廃止されることとなっていますが、所得控除は、同額の所得を控除した場合、高所得者に適用される税率が高いことから、高所得者の負担軽減額は大きい一方で、低い税率の適用される低所得者の負担軽減額は高所得者より小さくなります」と理由づけている。

本稿でも、子ども手当の給付が家計に与える影響を分析する際、控除廃止の影響⁹⁾も考慮すべきところではあるが、控除が廃止されるのが、それぞれ2011年度分(所得税)、2012年度分(住民税)となっており、ここでは2010年分までのデータを

用いることから、控除削減による影響は検討しない。

4. 誰のために、どう使われたか

本稿では、公益財団法人家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査」(以下、JPSC)の2010年データ(2010年10月調査実施)を用いた。JPSCは、1993年から現在に至るまで、毎年同一の女性を調査対象としたパネル調査となっている(1993年に24～34歳女性の1,500人を調査対象とし、その後、1997年に24～27歳女性500人、2003年に24～29歳女性836人、2008年に24～28歳女性636人を調査対象として追加している)。2010年度調査では、「子ども手当」の政策的影響を考察するべく、未就学～中学生以下の子どもがいる世帯を対象に、「子ども手当」が振り込まれる口座の名義人や、「子ども手当」が誰に配分されたかを尋ねている(図表-4)。

まず「子ども手当」の受け取り手(振込先の名義人)が誰かを確認すると、87.1%の世帯で夫が受け取り手、さらに有配偶世帯に限定すれば、95.7%の世帯となり、子ども手当のほとんどが夫の口座に振り込まれている(図表-5)。

次に、受給した子ども手当をどのように配分されたかをみると¹⁰⁾、「子ども手当」の9割強(90.3% $=19.3+28.0+43.0$)が子ども自身のために割り当てられており、当初心配されていた、親のために費やされていないことが確認された(図表-6)。さらにその配分は、支出(47.3%)と貯蓄・保険(43.0%)とが同じだけ割り当てられていた。

また、手当の受け取り手別にみると、妻が受け取り手である場合の方が、(夫と比べて)「子どものため」の配分が若干大きい(92.4% $>$ 90.2%)、夫が受け取り手であっても給付のほとんどが子どものために用いられていることが確認された。加えて具体的な配分では、全体、有配偶全体、受け取り手が夫の場合では手当の50%弱が、受け取り手が妻、無配偶全体では60%強が支出に回っており、女性が受け取り手である方が若干支出割合が高い。

図表-4 子ども手当についての質問

<未就学・15歳以下(中学生まで)のお子さんについて>

問 「子ども手当」が振り込まれる口座の名義人はどなたですか。(○は1つだけ)

- 1 あなた
- 2 ご主人
- 3 ご主人の父親／あなたの父親
- 4 ご主人の母親／あなたの母親
- 5 その他(具体的に)
- 6 わからない
- 7 受け取っていない(手続きをしていない)

付問1 「子ども手当」はどのようにされましたか。配分を合計して100%となるように、回答してください。

- 1 子どもの生活費のため □□□%
 - 2 子どもの教育費のため □□□%
 - 3 子どもの貯蓄・保険のため □□□%
 - 4 子ども以外の家族のため □□□%
 - 5 家族以外のため □□□%
- 100%

付問2 「子ども手当」の使い方を決めるにあたって、誰の意見がどのくらい反映されましたか。

- 合計して100%となるように、回答してください。
- 1 あなた □□□%
 - 2 ご主人 □□□%
 - 3 ご主人の父親／あなたの父親 □□□%
 - 4 ご主人の母親／あなたの母親 □□□%
 - 5 子ども □□□%
 - 6 そのほかの家族 □□□%
- 100%

図表-5 子ども手当の受け取り手

単位:%

	全体 982世帯	有配偶 893世帯	無配偶 89世帯
妻(本人)	11.6	3.0	97.8
夫	87.1	95.7	0.0
夫・妻の父親	0.2	0.2	0.0
その他	0.2	0.2	0.0
わからない	0.3	0.3	0.0
受け取っていない	0.4	0.3	1.1
無回答	0.2	0.1	1.1

図表-6 子ども手当の使途(受け取り手別)

単位:%

	全体 963世帯	有配偶 877世帯		無配偶 86世帯	
		受け取り手=妻 27世帯	受け取り手=夫 846世帯		
a) 子どものため	90.3	90.1	92.4	90.2	92.4
生活費	19.3	18.0	23.1	17.9	33.2
教育費	28.0	27.8	38.1	27.6	29.6
貯蓄・保険	43.0	44.3	31.1	44.7	29.7
b) 子ども以外のため	7.9	8.3	7.6	8.3	4.3
c) 家族以外のため	1.8	1.7	0.0	1.5	3.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注: 有配偶(877世帯)には、受け取り手が「夫妻の親」、「その他」、「わからない」と回答したものも含む

図表-7 子ども手当の使途(家計管理タイプ別)

単位:%

	夫の収入全てを 管理する 591世帯	夫の収入一部を 管理する 200世帯	夫の収入を 管理せず 75世帯
a) 子どものため	90.6	90.6	86.5
生活費	17.3	19.2	20.9
教育費	27.3	29.4	28.3
貯蓄・保険	46.0	42.1	37.3
b) 子ども以外のため	7.7	7.6	11.5
c) 家族以外のため	1.6	1.8	2.0
合計	100.0	100.0	100.0

図表-8 子ども手当の使途(夫妻間所得割合別)

単位:%

	妻の収入がない 0.0% 310世帯	第I分位 1.0%~12.6% 165世帯	第II分位 12.7%~27.9% 165世帯	第III分位 28.0%以上 168世帯	参考:夫より多い 50.0%以上 26世帯
a) 子どものため	91.8	91.7	87.3	88.0	96.7
生活費	16.7	18.7	18.7	18.4	28.3
教育費	28.6	33.2	29.5	22.0	25.2
貯蓄・保険	46.5	39.8	39.1	47.6	43.3
b) 子ども以外のため	7.0	6.9	10.9	9.6	3.3
c) 家族以外のため	1.2	1.4	1.8	2.4	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

ほとんどの有配偶世帯では、子ども手当の振込口座の名義人が夫であったが、振込口座の名義人が必ずしも家計を管理しているわけではない(図表-7)。ここでは、家計管理の方法として、i) 夫の収入の全てを妻が管理しているタイプ(夫が無収入の場合も含む)、ii) 夫の収入の一部を妻が管理しているタイプ、iii) 夫の収入を妻が管理していないタイプに分類して、配分方法に違いがあるか確認した。家計管理タイプ別の世帯数はそれぞれ、591世帯(68.2%)、200世帯(23.1%)、75世帯(8.7%)であった。配分状況の違いをみると、多少夫自身が収入を自身の収入を管理している世帯の方が「子どものため」の配分が少ないが、その差はあまり大きくなかった。

次に、夫妻の交渉力の違いによる影響を考察するべく、有配偶世帯に限定し、夫妻間所得割合(妻所得÷夫妻所得合計)別に配分を確認した(図表-8)。夫妻間所得割合が高いほど(妻の所得割

合が高いほど)、「子どものため」の配分が多少低いという先行研究とは異なる結果となったが、妻の所得が夫以上に多い世帯(夫妻間所得割合 \geq 50%)に限定すると、「子どものため」の配分が最も高くなる結果が得られる。区分によって、子どもに割り当てられる内訳に多少の差があるにせよ、「子どものため」の配分がいずれもほとんどを占めている。

子ども手当の振込先口座、家計管理タイプ、夫妻間の所得割合別に、給付額の配分状況をみてきたが、それほど大きな違いが確認できなかった。このことから、(先行研究にあった、1970年代のイギリス、1990年代の南アフリカの男性と比べ)現代日本の男性は、給付金の取得者、管理者が夫自身であっても、子どものために配分すると考えられる。

次に、Johnson et al. (2006, 2009) にならい、世帯の経済状況による配分の違いを確認するた

図表-9 子ども手当の使途(所得階層別)

単位:%

	有配偶				無配偶			
	高所得者層	中所得者層	低所得者層	借入制約	高所得者層	中所得者層	低所得者層	借入制約
	297世帯	289世帯	291世帯	31世帯	29世帯	29世帯	28世帯	7世帯
a) 子どものため	92.4	90.7	87.1	75.8	88.8	95.3	93.2	78.6
生活費	13.1	20.3	20.6	26.1	16.4	46.2	37.1	55.7
教育費	30.4	27.1	25.9	16.2	33.8	26.4	28.6	4.3
貯蓄・保険	48.9	43.2	40.6	33.5	38.6	22.8	27.5	18.6
b) 子ども以外のため	6.3	7.3	11.2	21.3	5.0	1.2	6.8	7.1
c) 家族以外のため	1.3	2.0	1.7	2.9	6.2	3.4	0.0	14.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

め、等価世帯所得別（含む流動性制約）に配分状況を確認した（図表-9）。ここでの等価世帯所得は、世帯所得を OECD 尺度 $\langle 1 + (18 \text{歳以上人数} - 1) \times 0.7 + (18 \text{歳未満人数}) \times 0.5 \rangle$ で割ったものを用いた。また「流動性制約」に直面したかどうかは、過去1年間でお金を借りようとしたとき、①貸出機関の与信（商取引において取引相手に信用を供与すること）を受けられなかった、②借入機関から借入額を制限された、あるいは③借り入れる側自身が借り入れを行う前からあきらめた、などのいずれかの経験の有無から判断した。

経済状況別にみると、有配偶・無配偶世帯ともに所得が高い世帯ほど「子どものため」に割り当てられ、うち「生活費」の割合が低く、「教育費」、「貯蓄・保険」の割合が高くなっている。また流動性制約に直面し経済状況が逼迫している世帯では、（他の区分にあるものと比べて）逆に「子どものため」の配分が最も小さく、「子ども以外のため」の配分が大きい。さらに「子どものため」の配分のうち、生活費が高い結果が得られており、先行研究とはほぼ同様の結果が得られた。

5. 「子ども手当」の政策効果

前節までは、2010年度から実施された「子ども手当」の配分状況ならびに配分決定権限に関する考察を行ってきた。本節では、従前の「児童手当」から「子ども手当」に制度変更が世帯支出に与え

た影響について考察する。

前節で示した子ども手当の配分については単年度の情報しか用いていないため、児童手当受給時からの変化、政策変更による影響を捕捉することができない。ここでは、支給対象拡大、支給金増額という制度変更が世帯支出に与える影響を考察した。

本稿で扱う世帯支出は、2つに分類される。第一の世帯支出では、家族共通、夫、妻、子ども、その他の世帯員構成別の支出を用いて、増加分が子どもの支出増加に寄与しているか確認した。

第二の世帯支出では、各費目別の支出（食料¹¹⁾、家賃・地代・住宅の修繕¹²⁾、電気・ガス・水道、家具・家事用品、衣類・履き物、保健医療¹³⁾、交通¹⁴⁾、通信¹⁵⁾、教育¹⁶⁾、教養・娯楽¹⁷⁾、交際、夫・妻・子どもへの小遣い・仕送り、親への仕送り・小遣い、その他）に着目し、具体的にどのような支出項目に配分されたかをみている（図表-10）。

ここでは、同一世帯（有配偶世帯¹⁸⁾）の2009年、2010年の2カ年分のデータを用いて、推定を行った。Johnson et al. (2006, 2009) にならい¹⁹⁾、制度変更による影響以外の説明変数 X_i として、世帯構成員の人数（15歳以下、16歳以上）の変化、世帯主年齢を用いる。また、制度変更の影響を示す $(CA_{i,2010} - CA_{i,2009})$ は、2009年時の児童手当支給額と2010年時の子ども手当支給額の差額（月額）を、被説明変数 $C_{i,2010} - C_{i,2009}$ は、2009年と2010年の支出（ともに9月）を用いた。以下の推計では制度変更による影響を示す β_2 （給付増加分を各支

図表-10 記述統計量

	平均値	標準偏差	最小値	最大値
生活費(円、9月分)				
食費	59,578	29,813	0	290,000
住居費	23,334	35,074	0	220,000
光熱費	21,558	11,077	0	80,000
家具・家事用品費	5,650	18,388	0	300,000
被服費	10,012	12,199	0	170,000
保健・医療費	6,826	15,394	0	212,000
交通費	19,749	27,525	0	554,000
通信費	17,783	10,529	0	83,000
教育費	21,946	48,143	0	850,000
教養・娯楽費	10,094	30,779	0	800,000
交際費	9,185	16,161	0	325,000
夫・妻・子どもへの小遣い・ 子どもへの仕送り	35,788	35,331	0	280,000
親への仕送り、小遣い	1,581	10,608	0	200,000
その他の支出	24,748	43,575	0	434,000
合計	267,832	122,512	45,000	1,300,000
世帯員別生活費(円、9月分)				
生活費・家族共通	149,298	76,868	0	670,000
生活費・妻	15,446	20,622	0	236,000
生活費・夫	32,166	31,822	0	527,000
生活費・子ども	37,509	47,197	0	518,000
生活費・その他の世帯員	13,142	30,394	0	400,000
児童手当	5,384	6,875	0	40,000
子ども手当	14,949	13,420	0	78,000
手当増加分	9,565	9,138	0	52,000
新規に手当を受給	0.18	0.38	0	1
0～2歳児数(第1,2子)	0.17	0.41	0	2
0～2歳児数(第3子～)	0.05	0.22	0	2
3～5歳児数(第1,2子)	0.20	0.42	0	2
3～5歳児数(第3子～)	0.03	0.18	0	1
小学1～3年生人数(第1,2子)	0.22	0.46	0	2
小学1～3年生人数(第3子～)	0.03	0.17	0	2
小学4～6年生人数(第1,2子)	0.17	0.41	0	2
小学4～6年生人数(第3子～)	0.03	0.18	0	2
中学生人数	0.21	0.45	0	3
世帯主年齢	41	8.05	24	66
子ども人数(16歳未満)	1.20	1.04	0	6
子ども以外人数(16歳以上)	2.66	1.07	1	7

N=1067

出に回した平均割合)に着目する。

$$C_{i2010} - C_{i2009} = \beta_1 X_{it} + \beta_2 (CA_{i2010} - CA_{i2009}) + U_{i2010}$$

(1) 世帯構成員別の支出

制度変更に伴う、子育て世帯への手当増加分が

世帯員別の支出への影響を確認したところ、唯一子ども向けの支出が統計的に有意となり、係数 β_2 は0.288、つまり手当増分の約29%が子どものための支出に配分されていることが確認された(図表-11)。

さらに、説明変数である手当の増加分 ΔCA_i の

図表-11 各世帯員別支出に与える影響

	家族共通のため	妻のため	夫のため	子どものため	その他の世帯員のため
OLS					
△CA	-0.022 (0.316)	-0.011 (0.067)	-0.103 (0.146)	0.288 (0.147) *	0.097 (0.140)
IV					
△CA	-0.030 (0.325)	0.002 (0.077)	-0.107 (0.136)	0.285 (0.161) *	0.069 (0.143)
OLS					
△CA	-0.061 (0.320)	-0.011 (0.067)	-0.090 (0.149)	0.273 (0.151) *	0.118 (0.141)
△CA×借入制約	2.129 (1.285) *	0.011 (0.481)	-0.704 (0.484)	0.673 (1.227)	-1.052 (1.645)
IV					
△CA	-0.089 (0.330)	0.002 (0.077)	-0.087 (0.139)	0.267 (0.166) *	0.096 (0.142)
△CA×借入制約	2.116 (1.291) *	-0.007 (0.484)	-0.698 (0.481)	0.699 (1.229)	-1.037 (1.636)

注: 1) N=1,067 全モデルに、△子ども人数、△子ども以外人数、世帯主年齢を説明変数として加えている

2) ()内は頑健的標準誤をさす

3) △CAの操作変数として、新規に手当が支給されるかどうかダミー、0～2歳児数(第1,2子)、0～2歳児数(第3子～)、3～5歳児数(第1,2子)、3～5歳児数(第3子～)、小学1～3年生人数(第1,2子)、小学1～3年生人数(第3子～)、小学4～6年生人数(第1,2子)、小学4～6年生人数(第3子～)、中学生人数を用いている

4) 網掛け部分は、Durbin-Wu-Hausman 検定による内生性の検定で、帰無仮説(△CAは外生的である)を棄却できなかったケースをさす

5) **、*は、それぞれ1%、5%、10%で有意であることを示している

内生性を考慮したRobust checkとして、2段階最小二乗法を行った。Johnson et al. (2009) にならない、新規に手当が支給されたかどうかのダミー変数や、支給金額増加に作用する、出生順位別・学齢別の子ども人数などを操作変数として用いた。その結果、OLS同様に子ども向けの支出のみが有意に、かつ β_2 の推計値は0.285となり、OLSでの推計結果とほぼ変わらない結果が得られた²⁰⁾。

次に、家計の経済的状況によって、△CA_iの影響がどのように変化するか、△CA_iと借り入れ制約経験の有無の交差項を見ると、家族共通のための支出が正に有意となり、先行研究同様に、流動性制約による支出増加の効果が得られた。

(2) 世帯全体の支出

次に、給付増加分が支出のどの費目で影響が見られたか確認すると、支出増加の影響があったのが教育費、光熱費の2費目であった。前者では手当増分の29.6%、後者では7.8%がそれぞれの支出に回されていた(図表-12)。

逆に昨年同月と比べて減少したのが、お小遣い・仕送り(夫・妻分も含む)、被服費(含む履き物)であった。前者は-33.1%、後者は-8.7%の削減となっている。なぜマイナスの影響になった理由の一つとして、受給直後に過剰に当該費目に配分されたことで、その反動から(前年同月と比べて)抑制されたことが考えられる。また、2段階最小

図表-12 各項目別支出に与える影響

	食費	住居費	光熱費	家具・家事用品費	被服費	保健・医療費	交通費	通信費	教育費	教養・娯楽費	交際費	夫妻・子どもへの小遣い・仕送り	親への小遣い	その他	合計
OLS															
△CA	0.106 (0.112)	0.024 (0.071)	0.078 (0.031) **	0.105 (0.119)	-0.087 (0.050) *	0.045 (0.090)	-0.109 (0.130)	-0.006 (0.035)	0.296 (0.162) *	0.174 (0.146)	-0.045 (0.066)	-0.331 (0.102) ***	0.203 (0.166)	0.055 (0.072)	0.514 (0.395)
IV															
△CA	0.104 (0.110)	0.014 (0.083)	0.077 (0.033) **	0.040 (0.107)	-0.090 (0.054) *	0.065 (0.070)	-0.181 (0.158)	0.005 (0.038)	0.305 (0.188) **	0.180 (0.157)	-0.072 (0.073)	-0.332 (0.105) **	0.256 (0.179)	0.027 (0.046)	0.405 (0.417)
OLS															
△CA	0.103 (0.114)	0.033 (0.072)	0.079 (0.031) **	0.110 (0.121)	-0.084 (0.051) *	0.053 (0.091)	-0.065 (0.135)	-0.005 (0.036)	0.266 (0.168)	0.182 (0.148)	-0.047 (0.067)	-0.315 (0.103) ***	0.188 (0.169)	0.057 (0.074)	0.561 (0.402)
△CA× 借入制約	0.113 (0.498)	-0.434 (0.265)	-0.004 (0.146)	-0.276 (0.296)	-0.160 (0.291)	-0.398 (0.603)	-2.092 (1.849)	-0.025 (0.191)	1.426 (1.571)	-0.454 (0.465)	0.081 (0.225)	-0.886 (0.413) **	0.794 (1.083)	-0.093 (0.084)	-2.369 (1.971)
IV															
△CA	0.101 (0.112)	0.025 (0.085)	0.076 (0.033) **	0.046 (0.109)	-0.085 (0.055)	0.076 (0.070)	-0.132 (0.163)	0.005 (0.039)	0.269 (0.194)	0.193 (0.158)	-0.075 (0.075)	-0.306 (0.107) **	0.234 (0.183)	0.029 (0.048)	0.463 (0.424)
△CA× 借入制約	0.115 (0.496)	-0.427 (0.267)	-0.002 (0.146)	-0.222 (0.293)	-0.160 (0.290)	-0.418 (0.596)	-2.037 (1.847)	-0.033 (0.191)	1.424 (1.570)	-0.462 (0.464)	0.104 (0.227)	-0.893 (0.413) **	0.756 (1.081)	-0.070 (0.067)	-2.287 (1.970)

注: 1) N=1,067 全モデルに、△子ども人数、△子ども以外人数、世帯主年齢を説明変数として加えている
 2) ()内は頑健的標準誤をさす
 3) △CAの操作変数として、新規に手当が支給されるかどうかダミー、0~2歳児数(第1,2子)、0~2歳児数(第3子~)、3~5歳児数(第1,2子)、3~5歳児数(第3子~)、小学1~3年生人数(第1,2子)、小学1~3年生人数(第3子~)、小学4~6年生人数(第1,2子)、小学4~6年生人数(第3子~)、中学生人数を用いている
 4) 網掛け部分は、Durbin-Wu-Hausman 検定による内生性の検定で、帰無仮説(△CAは外生的である)を棄却できなかったケースをさす
 5) **、*は、それぞれ1%、5%、10%で有意であることを示している

二乗法による推計結果でもほぼ同様の結果が得られた。

流動性制約による制度変更の影響をみると、予想とは反対に、小遣い・仕送りで、手当増加分と流動性制約の交差項が負に有意の結果となっている。

小遣い・仕送りや被服費など子どもへの配分が予想される費目にあって、効果が逆に表れた理由として、ここでは、JPSCでは9月時点の支出に関する情報が得られるが、実際の子ども手当の受給月は3カ月前の6月²¹⁾であるため、流動制約下にあった世帯は受給後すぐに支出にまわし、翌月(10月)に控えた支給を待って該当費目の支出が抑制した可能性も考えられる。

6. おわりに

本稿では、2010年度より実施された「子ども手当」の世帯内配分の状況の確認と、従前の児童手当からの制度変更によって、家計支出に与えた影響を考察した。

「子ども手当」の配分状況をみると、90%以上が子どものために使われており、うち支出(生活費+教育費)、貯蓄・保険ともに50%弱がその使途となっていた。世帯の経済状況別の配分では、所得が高い世帯ほど「子どものため」に割り当てられており、「教育費」、「貯蓄・保険」の割合が高く、また流動性制約に直面し経済状況が逼迫している世帯では、相対的に「子どものため」の配分が小

さく、「子ども以外のため」の配分が大きかった。また、流動性制約による影響をみると、「家族共通のため」への配分が多くなっていた。

次に、児童手当から子ども手当への制度変更による支給額増加が子育て世帯の支出（世帯構成員別）に与える影響をみると、(前年同月と比べて)「子ども向け」支出が手当増分の29%を増加させており、ここでも子どもをターゲットとした施策としての効果が確認された。また、世帯の経済状況が逼迫している流動制約下にある世帯では、「家族共通のため」の支出を増加させる効果が見られた。

費目別への影響では、教育費、光熱費で、それぞれ手当増分の29.6%、7.8%が増加したが、逆に、(夫・妻・子どもへの)小遣い・仕送り、被服費、33.1%、8.7%が減少していた。流動性制約による影響をみると、予想とは反対に、一部の費目で、手当増加分と流動性制約の交差項が負に有意の結果となった。効果が逆となった理由として、JPSCでは9月時点の支出に関する情報が得られるが、実際の子ども手当の受給月は3カ月前の6月であるため、流動制約下にあった世帯は受給後すぐに支出にまわし、翌月(10月)に控えた支給を待つて該当費目の支出が抑制した可能性が考えられる。この点について、月次データを活用し、受給当該月、翌月、翌々月と時間の経過とともに、支出変化を考察する必要がある。

本稿では、子育て世帯全体での補助金給付の効果を計測したが、今後の課題として、手当増加世帯を、継続支給世帯、新規支給世帯などさらに分割し、政策効果の影響を検証したい。

注

- 1) 2010年3月26日に「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」が成立し、同年3月31日に公布、4月1日に施行された。
- 2) 2010年3月に、2010年度の給付額を限定する「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」成立。そして2011年3月に、2011年4月から9月までのつなぎ法案「国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立する。
- 3) 「子ども手当は扶養者に現金で支給される。現金給付の場合、親の酒代・パチンコ代・お出かけ費用・被服代・

装身具代・ネイル等への支出が優先され、子ども自身のために必ずしも使用されないおそれがある。現金給付であるために子ども手当はむしろ「親手当」という性格を有してしまう。上記のおそれを回避する手段の1つに「子育てバウチャー」がある。それは、妊婦健診代・子どもの医療費・予防接種代・ミルク代・紙おむつ代・子ども用品代・保育料・幼稚園授業料・給食費・教材費・学用品費・制服代・ユニホーム代・修学旅行費・塾費用・受験料・入学金等に用途を限定した金券である。ただ、このバウチャーも金券ショップなどで換金されてしまうおそれがないとはいえない(高山・白石 2010: 10-11)。

- 4) アメリカの財産分割では、婚姻期間中に取得した資産は夫妻が平等に取得したものとする(共同財産制 Community Property)か、夫妻の別なく、個人で取得した資産は個人のものとする(普通法 Common Law)の違いがある。
 - 5) 妻が年金受給を放棄するとして同意書を提出しない限り(署名要件)、死亡するまで半分の年金額の受給が保障される。
 - 6) 2010年以前は1,000ドルだった。
 - 7) それ以外にも、経済学における「子ども手当」に関する先行研究の多くは、税制のマクロ・シミュレーション(「所得や消費などに関する個票を用いて、税制の仮想的な変化が各家計に対してどのような影響を与えるかについて、シミュレーション分析を行うもの」(土居 2010: 55))に基づいた分析の一環として行われている。土居(2010)では、子ども手当の支給とともに、一部の所得控除の縮減・廃止などの税制スケジュールの影響を考慮したシミュレーションをし、子育て世帯においては、子ども手当支給と扶養控除廃止により、中低所得者を中心に可処分所得が増加し、所得格差は正効果で確認されている。
- また高山(2010)、高山・白石(2010)では、家族構成員別に制度変更の影響を見ており、18歳未満の子どもがいる世帯は所得純増となり、「子ども手当は子育てに要する負担の一部を「子どものいる世帯」から「子どものいない世帯」への転嫁する負担調整の性格が強い」とされているなど世帯所得変化に対する政策効果の研究が多い。
- 8) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100407-1.html>
 - 9) 子ども1人あたり38万円(所得税)、33万円(住民税)の削減。
 - 10) 「わからない」と回答したサンプル、回答数値の合計が「100%」とならないサンプルを除く。
 - 11) 外食・給食代を含む。
 - 12) 住宅ローンは含まない。
 - 13) 栄養ドリンク・健康食品を含む。
 - 14) 自動車購入費用・ガソリン代・定期代を含む。
 - 15) 郵便・電話代・インターネット料金を含む。
 - 16) 授業料・受験や補習用の塾・教科書・参考書代を含む。
 - 17) 受験や補習塾以外の習い事、教養・娯楽用の耐久財を

- 含む。
- 18) 世帯員別の支出情報は、有配偶票でしか尋ねられていない。
- 19) Johnson et al. (2006, 2009) では、月次データを用いており、季節調整のため、月次ダミーを加えている。
- 20) ただし、すべてのモデルにおいて、Durbin-Wu-Hausman 検定による内生性の検定を行ったところ、 ΔCA が外生性であるという帰無仮説は棄却されず、内生的ではないことが確認されるため、IV 推計値はあくまで参考値となっている。
- 21) 子ども手当は、年に3回支給される。1回目は2010年6月に4、5月分が、2回目は2010年10月に6、7、8、9月分が、3回目は2011年に2月に9、10、11、12、1月分が支給された。
- 文献**
- 宇南山卓, 2011, 「児童手当が家計消費に与えた影響」RIETI Discussion Paper Series 11-J-021.
- 小原美紀・チャールズ ユウジ ホリオカ, 1999, 「借入れ制約と消費行動」樋口美雄・岩田正美編『パネルデータからみた現代女性——結婚・出産・就業・消費・貯蓄』東洋経済新報社, 225-257.
- 坂本和靖, 2010, 「「定額給付金」の世帯消費への影響——「消費生活に関するパネル調査」を用いて」『季刊家計経済研究』88: 6-16.
- 高山憲之, 2010, 『年金と子ども手当』岩波書店.
- 高山憲之・白石浩介, 2010, 「子ども手当の所得に与える影響のマイクロシミュレーション」ESRI Discussion Paper Series No.245.
- 土居丈朗, 2010, 「子ども手当と控除廃止の格差は正効果——JHPSを用いたマイクロ・シミュレーション」樋口美雄・宮内環・C. R. McKenzie・慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター編『貧困のダイナミズム——日本の税社会保障・雇用政策と家計行動』慶應義塾大学出版会, 55-65.
- 御船美智子, 1992, 「家計組織化研究の意義」財団法人家計経済研究所編『ザ・現代家計』大蔵省印刷局, 1-4.
- , 1995, 「家計内経済関係と夫妻間格差——貨幣と働く時間をめぐって」『季刊家計経済研究』25: 57-67.
- Aura, Saku, 2005, "Does the Balance of Power within a Family Matter? The Case of the Retirement Equity Act," *Journal of Public Economics*, 89 (9-10) : 1699-1717.
- Bertrand, Marianne, Sendhil Mullainathan and Douglas Miller, 2003, "Public Policy and Extended Families: Evidence from South Africa," *World Bank Economic Review*, 17 (1) : 27-50.
- Brambor, Thomas, William R. Clark, and Matt Golder, 2006, "Understanding Interaction Models: Improving Empirical Analyses," *Political Analysis*, 14: 63-82.
- Browning, Martin, Francois Bourguignon, Pierre-André Chiappori and Valerie Lechene, 1994, "Income and Outcome: A Structural Model of Intrahousehold Allocation," *Journal of Political Economy*, 102 (6) : 1067-1096.
- Browning, Martin and Valerie Lechene, 2001, "Caring and Sharing: Tests between Alternative Models of Intra-Household Allocation," *Discussion Papers* 01-07, Department of Economics, University of Copenhagen.
- Chiappori, Pierre-André, 1988, "Rational Household Labor Supply," *Econometrica*, 56 (1) : 63-90.
- , 1992, "Collective Labor Supply and Welfare," *Journal of Political Economy*, 100 (3) : 437-467.
- Chiappori, Pierre-André, Bernard Fortin and Guy Lacroix, 2002, "Marriage Market, Divorce Legislation, and Household Labor Supply," *Journal of Political Economy*, 110 (1) : 37-72.
- Duflo, Esther, 2003, "Grandmothers and Granddaughters: Old-Age Pensions and Intrahousehold Allocation in South Africa," *World Bank Economic Review*, 17 (1) : 1-25.
- Heimdal, Kristen and Sharon K. Houseknecht, 2003, "Cohabiting and Married Couples' Income Organization: Approaches in Sweden and the United States," *Journal of Marriage and Family*, 65 (3) : 525-538.
- Jappelli, Tullio and Luigi Pistaferri, 2010, "The Consumption Response to Income Changes," *Annual Review of Economics*, 2: 479-506.
- Johnson, David, Jonathan Parker and Nicholas Souleles, 2006, "Household Expenditure and the Income Tax Rebates of 2001," *American Economic Review*, 96 (5) : 1589-1610.
- Johnson, David, Jonathan Parker and Nicholas Souleles, 2009, "The Response of Consumer Spending to Rebates during an Expansion: Evidence from the 2003 Child Tax Credit," Working Paper (<http://finance.wharton.upenn.edu/~souleles/research/papers/JPSChildTaxCreditApril2009.pdf>) .
- Lundberg, Shelly, Robert Pollak, and Terence Wales, 1997, "Do Husbands and Wives Pool Their Resources? Evidence from the United Kingdom Child Benefit," *Journal of Human Resources*, 32 (3) : 463-480.
- Vogler, Carolyn, 2005, "Cohabiting Couples: Rethinking Money in the Household at the Beginning of the Twenty-First Century," *Sociological Review*, 53 (1) : 1-29.
- Vogler, Carolyn and Jan Pahl, 1994, "Money, Marriage and Inequality within Marriage," *Sociological Review*, 42 (2) : 236-288.
- Vogler, Carolyn, Clare Lyonette and Richard Wiggins, 2008, "Money, Power and Spending Decision in

Intimate Relationships,” *Sociological Review*. 56
(1) : 117-143

さかもと・かずやす 慶應義塾大学大学院経済学研究科 特任准教授、公益財団法人 家計経済研究所 客員研究員。主な論文に「「定額給付金」の世帯消費への影響——「消費生活に関するパネル調査」を用いて」(『季刊家計経済研究』88, 2010)。労働経済学、生活経済学専攻。(kazuyasu.sakamoto@z2.keio.jp)